

# 東日本大震災で被災した住宅の建替えに関する 手数料の免除について

東日本大震災によって被災された皆さんに、心よりお見舞い申し上げます。

今回の東日本大震災によって滅失又は破損した住宅の建替え等にあたり、東京都では、確認申請等の手数料を免除することと致しました。

1

対象要件（以下の要件すべてにあてはまることが必要です。）

対象となる方	東日本大震災による罹災証明により「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された住宅に居住されていた方。
対象となる建物	用途は、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅であること。 ただし、次の条件に該当する兼用住宅及び併用住宅も対象になります。 →住宅以外の用途に供する床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満で、 $50\text{ m}^2$ 以下
	被災した住宅に居住されていた方の住宅の確認申請等であること。
	全体の延べ面積が $175\text{ m}^2$ 以内であること。

2

免除手数料及び免除期間

対象手数料	期間
・確認申請手数料 ・法43条ただし書き許可申請手数料 ・地区計画等の認定に係る手数料	平成24年3月30日まで
・計画変更確認申請手数料 ・中間検査申請手数料 ・完了検査申請手数料	平成25年3月29日まで

3

申請方法



申請者は建築物の確認申請等を提出する際に、地方公共団体が発行した罹災証明と住民票等を添えて、申請手数料免除申請書を提出してください。

内容に関する問い合わせ先：

東京都都市整備局市街地建築部建築企画課

電話 03-5388-3362

## Q&A

**Q :**都外で被災し、東京都が建築確認等を所管している地域<sup>※1</sup>で住宅の建替えを考えているのですが、確認申請手数料の免除は受けられますか？

**A :**被災した居住地は、特に限定していません。都外で被災された方が新たに住まいを東京都が建築確認等を所管している地域で東京都に確認申請をする場合、免除の対象となります。

※1 23区、八王子市、武藏野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、立川市、国分寺市を除く都内の地域。

**Q :**完了検査申請手数料の免除だけを受けることはできますか？

**A :**対象要件に該当していて、決められた期間内であれば、完了検査申請手数料の免除だけを受けることは可能です。

**Q :**被災した住宅は借用していたのですが、今回新たに自分の住宅を建てる場合、手数料の免除を受けることはできますか？

**A :**被災した建物は、ご自身で住まわれていたものであれば、借用していた住宅であっても免除を受けることができます。

**Q :**工作物の確認申請等の手数料は免除の対象になりますか？

**A :**対象となる建築物の敷地のために築造する擁壁に関する確認申請の手数料であれば免除を受けられます。また、この擁壁であれば、計画変更確認申請、完了検査申請の手数料も同様に免除を受けられます。

**Q :**建築設備の確認申請等の手数料は免除の対象になりますか？

**A :**対象建築物に設置するホームエレベーターなどの建築設備に関する確認申請の手数料であれば免除を受けられます。また、この建築設備であれば、計画変更確認申請、完了検査申請の手数料も同様に免除を受けられます。